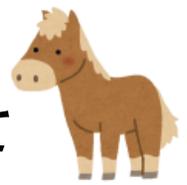




動物の飼養・収容に関する申請について



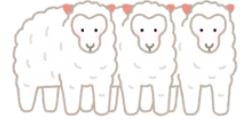
動物を飼養又は収容する場合は、頭数および場所によって市長の許可が必要な場合があります。許可が必要な場合、構造設備が法令等※に適合することの確認を受けなければなりません。

また、衛生上必要な措置を講ずる必要があります。 ※化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)



許可が必要な動物の種類と数

(1)牛	1頭以上
(2)馬	1頭以上
(3)豚	1頭以上
(4)めん羊	4頭以上
(5)やぎ	4頭以上
(6)犬	10頭以上
(7)鶏(30日未満のひなを除く。)	100羽以上
(8)あひる(30日未満のひなを除く。)	50羽以上



※種類ごとに許可が必要です。

許可が必要な区域

茅ヶ崎市の区域のうち行谷及び芹沢以外の区域

申請書を提出する際に必要な書類

- ①動物飼養収容許可申請書
- ②動物を飼養し、又は収容する施設の構造設備の概要を記載した書類
- ③動物を飼養し、又は収容する施設の敷地及び構造設備を明示した図面
- ④動物を飼養し、又は収容する施設を中心とした半径200メートル以内の見取図

★手数料 8,440円

〈畜舎等の衛生上必要な措置〉

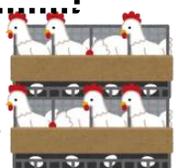
化製場等に関する法律第5条
化製場等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第26号)第5条の2

畜舎等の衛生上必要な措置

- 畜舎等の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。
- 臭気処理を十分にすること。
- 器具等は、常に清潔にし、衛生的に確保すること。
- 人に感染するおそれのある疾病にかかっていた動物を飼養し、又は収容した場合は、消毒を行うこと。

〈問い合わせ先〉

茅ヶ崎市保健所衛生課 環境衛生担当 電話0467-38-3317



〈畜舎等の構造設備の基準〉

化製場等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第26号)第5条

畜舎の構造設備(牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬)

- 床は、不浸透性材料で造られていること。
- 床に適当な勾配と排水溝が設けられていること。(屋内において、おり等により飼養し、又は収容する場合であって公衆衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。)
- 内壁は、適当な高さまで、清掃に支障をきたさない材料で造られていること。
- 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 汚物処理施設として、汚物保管設備及び汚水貯留槽又は浄化装置を有すること。ただし、下水道に流出する場合には、汚水貯留槽及び浄化装置を有することを要しない。
- 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉できる構造であること。
- 畜舎の周辺の地面で、汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆い、これに適当な勾配と汚水貯留槽、浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- 畜舎から汚水貯留槽、浄化装置又は下水道に通ずる適当な覆いのある排水溝が設けられていること。(屋内において、おり等により飼養し、又は収容する場合であって公衆衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。)

家禽舎の構造設備(鶏、あひる)

- 鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で造られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。
- あひるの家禽舎の床は、不浸透性材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- あひるの家禽舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 汚物処理設備として、鶏の家禽舎にあつては汚物保管設備を、あひるの家禽舎にあつては汚物保管設備及び汚水貯留槽又は浄化装置を有すること。ただし、下水道に流出する場合には、汚水貯留槽及び浄化装置を有することを要しない。
- 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉できる構造であること。
- あひるの家禽舎から汚水貯留槽、浄化装置又は下水道に通ずる適当な覆いのある排水溝が設けられていること。

試料取扱室(魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理し、飼料として用いる場合で、調理に際して著しい臭気を発するもの)

- 脱臭装置が設けられていること。
- 昆虫の出入りを防止できる網張りその他の設備が設けられていること。
- 床は、不浸透性材料で造られていること。
- 内壁は、適当な高さまで、清掃に支障をきたさない材料で造られていること。
- 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 汚物処理施設として、汚物保管設備及び汚水貯留槽又は浄化装置を有すること。ただし、下水道に流出する場合には、汚水貯留槽及び浄化装置を有することを要しない。
- 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉できる構造であること。
- 試料取扱室の周辺の地面で、汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆い、これに適当な勾配と汚水貯留槽、浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。